

第1報

空調、換気、冷凍・冷蔵設備も対象です！ 「生産性向上設備投資促進税制」のご案内

平成26年1月20日に産業競争力強化法が成立したことを受けて、
「生産性向上設備投資促進税制」が新たに設けられました。

平成26年1月20日～平成29年3月末日までに導入すると・・・



特別償却か税額控除が受けられます！

上記は対象製品の一例です。

1 優遇税制の内容

設備を取得し、事業の用に供した日が

平成26年1月20日～平成28年3月末日

⇒ **即時償却**か**税額控除5%**のどちらか

平成28年4月1日～平成29年3月末日

⇒ **特別償却50%**か**税額控除4%**のどちらか

平成26年3月31日までに終了する事業年度
(3月31日までに決算を迎える法人様等)で
対象設備を取得し事業の用に供した場合は、
**今期の確定申告には適用できず、
来期に2期分まとめて適用されること**に
ご注意ください。

2 対象者

(注1) 貸付設備や中古設備を事業の用に供した方は対象外。
リースについては税理士の方にご確認ください。

以下2点を満たす方

- ① 青色申告をしている法人様等および個人事業主様
- ② 平成26年1月20日～平成29年3月末日の間に設備を事業の用に供した方

本制度に限り、国や地方自治体の補助金で導入した方も対象になる見込みです！

3 対象設備

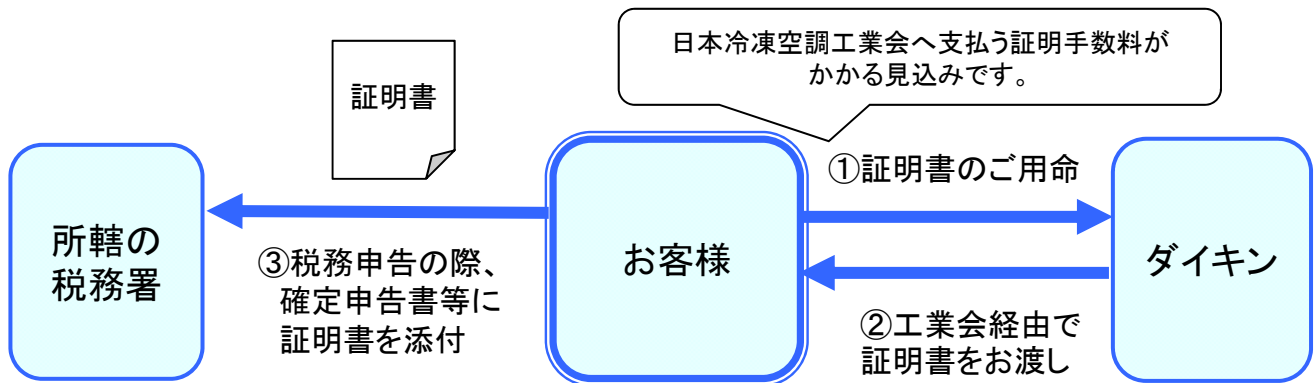
以下3点を全て満たす設備が対象です。

- ① 以下いずれかのモデルであること
 - (i) 器具備品は6年以内、建物付属設備は14年以内に販売が開始されたもので最も新しいモデル
 - (ii) 販売開始年度が、取得等をする年度及びその前年度であるモデル
- ② 最新モデルの一世代前モデルと比較して「生産性」が年平均1%以上向上していること
- ③ 取得価額が以下の通りであること
 - 器具備品: 単品120万円以上、もしくは、単品30万円以上かつ合計120万円以上
 - 建物付属設備: 単品120万円以上、もしくは、単品60万円以上かつ合計120万円以上

(注3) 器具備品: ルームエアコン、スカイエア等 建物付属設備: チラー等。どちらに該当するかは、税理士の方に
ご確認ください。

4 ご利用方法

設備が本制度の対象であることを証明する証明書を、確定申告書等に添付してください。



5 お問い合わせ先

北海道経済産業政策局 地域経済課 直通: 011-709-1782	近畿経済産業政策局 地域経済課 直通: 06-6966-6065
東北経済産業政策局 地域経済課 直通: 022-221-4876	中国経済産業政策局 地域経済課 直通: 082-224-5684
関東経済産業政策局 地域経済課 直通: 048-600-0254	四国経済産業政策局 地域経済課 直通: 087-811-8513
中部経済産業政策局 地域振興課 直通: 052-951-2716	九州経済産業政策局 企業支援課 直通: 092-482-5435
中部経済産業政策局北陸支局 地域経済課 直通: 076-432-5518	沖縄総合事務局経済産業部 地域経済課 直通: 098-866-1730

(注) 本制度を活用して設備投資をご検討される際は、制度の適用可否を含めて
所轄の税務署にお問い合わせ頂くか、税理士などの専門家にご相談ください。